

# 住民基本台帳制度について

平成19年10月  
総務省自治行政局市町村課

# 住民基本台帳制度

## 住民に関する事務処理の基礎

- ・ 住民の居住関係の公証（閲覧や写しの交付）
- ・ 選挙人名簿の登録
- ・ 国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・ 学齢簿の作成
- ・ 生活保護及び予防接種に関する事務
- ・ 印鑑登録証明に関する事務

## 住民の住所に関する届出の簡素化

## 住民に関する記録の正確かつ統一的な管理

・住民の利便性の向上

・国及び地方公共団体の行政の合理化

# 住民基本台帳ネットワークシステム

基盤システム

**住基ネット**

氏名  
住所  
生年月日  
性別  
住民票コード  
これらの変更情報

情報提供件数  
・国の行政機関等 7,000万件  
・地方公共団体 400万件

個別の行政分野

氏名、住所、転出、死亡等の情報

旅券の発給事務

氏名、住所、転出、死亡等の情報

年金等の支給事務

氏名、住所、転出、死亡等の情報

資格試験の実施事務  
(不動産鑑定士、施工管理技士、司法試験など)

氏名、住所、転出、死亡等の情報

NPO法人の認証事務等

転出、死亡  
転入、出生  
等の届出

申請等

~~住民票の写し~~

440万件省略

年金等の  
現況届 など

1,400万件省略  
→H19年度見込み: 3,000万件

国 民

※数値は平成18年度のもの

## 住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

### ■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

### ■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- 照会条件の限定

### ■ 外部からの侵入防止

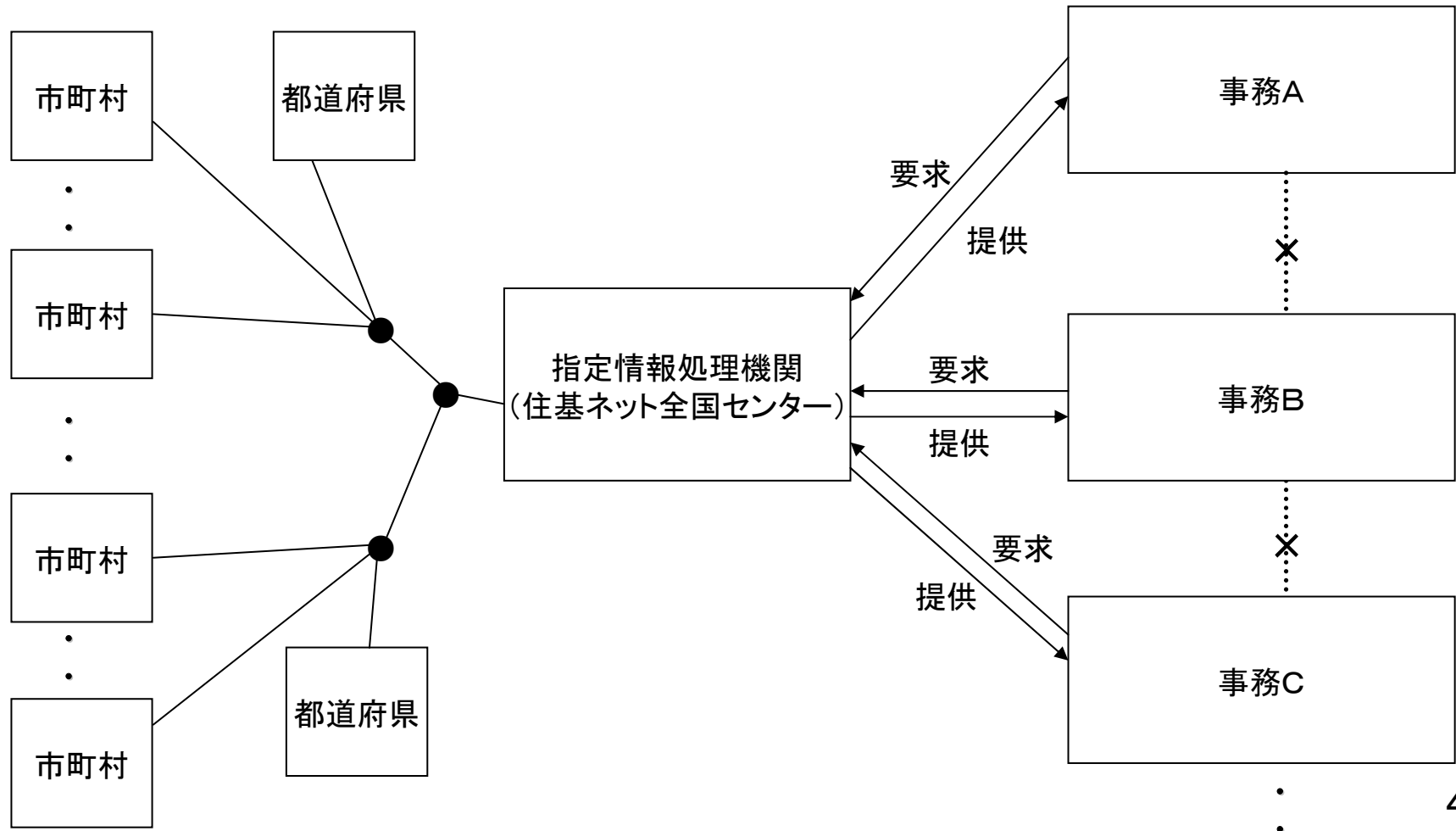
- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等は使用せず。独自のアプリケーションによる通信

### ■ その他の措置

- 情報を受領する行政機関等の職員等に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施

## 住民票コードの利用について

- ・ 住民票コードは、指定情報処理機関から行政機関等に対して本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報)を提供する際に、簡易迅速な処理を可能とするもの。
- ・ 本人確認情報の提供は指定情報処理機関から行政機関等に対して行われる(一方通行)。
- ・ 行政機関等に提供された本人確認情報は、それぞれの事務ごとに分散管理されているところ。



## 住民票コードの利用制限について

### 【行政機関等】＜住基法第30条の42＞

行政機関等は、住民基本台帳法に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、住民票コードを告知することを求めてはならない。

### 【民間】＜住基法第30条の43＞

#### (1) 告知要求制限（第1項）

第三者に対して、住民票コードを告知することを求めてはならない。

#### (2) 契約時の告知要求制限（第2項）

契約の申込みをしようとする第三者等に対し、住民票コードを告知することを求めてはならない。

#### (3) データベースの構築禁止（第3項）

他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

#### (4) 都道府県知事による中止勧告・命令（第4項・第5項）

都道府県知事は、(2)又は(3)の規定に違反する行為が行われた場合には、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

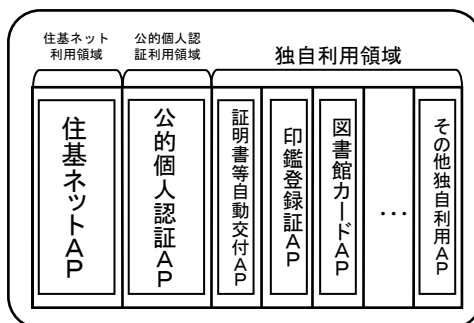
都道府県知事は、この勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる（命令に従わない場合、罰則の適用あり。）。

# 住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳  
カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)

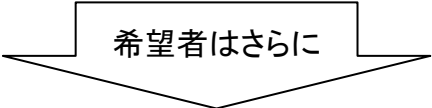


- ① 日常生活での本人確認に使える。  
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。  
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。  
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。  
全国どこでも住民票の写しが交付できる。  
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。  
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。  
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

# 住民基本台帳カードの記載事項等

## I 券面記載事項

(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限



(B) 生年月日、性別、住所、写真 (→身分証明書)

※ 券面に住民票コードは記載されません。



## II ICチップへの記録事項

